

中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める 意見書

中小業者は、地域経済の担い手として日本経済の発展に貢献してきたところであります。

その中小業者を支える家族従業者の働き分(自家労賃)は、所得税法第56条「配偶者とその親族が事業に従事したときの対価の支払いは必要経費に算入しない」との規定により、必要経費として認められていません。事業主の所得からの控除額として、配偶者で86万円、その他の家族は50万円というわずかな額が認められているのみです。

税法上では、青色申告にすれば給料を経費とすることができます。青色申告へ政策的に誘導すべき背景は理解できるものの、白色申告であっても家族従業者の労働が正当に評価されるべきであります。派遣労働者、女性や若者の「働き分」に見合う対価がきちんと支払われないことが、格差社会を生み出した要因として、現在その改善に向けた仕組みづくりが急務といわれています。一人ひとりの働き分を正当に評価することは人権を守ることであります。

よって、国および政府に対し、所得税法第56条を改正し、自家労賃を必要経費として認めることを求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年6月21日

宮城県東松島市議会議長 佐藤 富夫

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	江田五月様
内閣総理大臣	菅直人様
財務大臣	野田佳彦様
法務大臣	千葉景子様

中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める 意見書

中小業者は、地域経済の担い手として日本経済の発展に貢献してきたところであります。

その中小業者を支える家族従業者の働き分(自家労賃)は、所得税法第56条「配偶者とその親族が事業に従事したときの対価の支払いは必要経費に算入しない」との規定により、必要経費として認められていません。事業主の所得からの控除額として、配偶者で86万円、その他の家族は50万円というわずかな額が認められているのみです。

税法上では、青色申告にすれば給料を経費とすることができます。青色申告へ政策的に誘導すべき背景は理解できるものの、白色申告であっても家族従業者の労働が正当に評価されるべきであります。派遣労働者、女性や若者の「働き分」に見合う対価がきちんと支払われないことが、格差社会を生み出した要因として、現在その改善に向けた仕組みづくりが急務といわれています。一人ひとりの働き分を正当に評価することは人権を守ることであります。

よって、国および政府に対し、所得税法第56条を改正し、自家労賃を必要経費として認めることを求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年 6月21日

宮城県東松島市議会議長 佐藤 富夫

衆議院議長 横路 孝弘 様

中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める 意見書

中小業者は、地域経済の担い手として日本経済の発展に貢献してきたところであります。

その中小業者を支える家族従業者の働き分(自家労賃)は、所得税法第56条「配偶者とその親族が事業に従事したときの対価の支払いは必要経費に算入しない」との規定により、必要経費として認められていません。事業主の所得からの控除額として、配偶者で86万円、その他の家族は50万円というわずかな額が認められているのみです。

税法上では、青色申告にすれば給料を経費とすることができます。青色申告へ政策的に誘導すべき背景は理解できるものの、白色申告であっても家族従業者の労働が正当に評価されるべきであります。派遣労働者、女性や若者の「働き分」に見合う対価がきちんと支払われないことが、格差社会を生み出した要因として、現在その改善に向けた仕組みづくりが急務といわれています。一人ひとりの働き分を正当に評価することは人権を守ることであります。

よって、国および政府に対し、所得税法第56条を改正し、自家労賃を必要経費として認めることを求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年 6月21日

宮城県東松島市議会議長 佐藤 富夫

参議院議長 江田 五月 様

中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める 意見書

中小業者は、地域経済の担い手として日本経済の発展に貢献してきたところであります。

その中小業者を支える家族従業者の働き分(自家労賃)は、所得税法第56条「配偶者とその親族が事業に従事したときの対価の支払いは必要経費に算入しない」との規定により、必要経費として認められていません。事業主の所得からの控除額として、配偶者で86万円、その他の家族は50万円というわずかな額が認められているのみです。

税法上では、青色申告にすれば給料を経費とすることができます。青色申告へ政策的に誘導すべき背景は理解できるものの、白色申告であっても家族従業者の労働が正当に評価されるべきであります。派遣労働者、女性や若者の「働き分」に見合う対価がきちんと支払われないことが、格差社会を生み出した要因として、現在その改善に向けた仕組みづくりが急務といわれています。一人ひとりの働き分を正当に評価することは人権を守ることであります。

よって、国および政府に対し、所得税法第56条を改正し、自家労賃を必要経費として認めることを求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年 6月21日

宮城県東松島市議会議長 佐藤 富夫

内閣総理大臣 菅 直人 様

中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める 意見書

中小業者は、地域経済の担い手として日本経済の発展に貢献してきたところであります。

その中小業者を支える家族従業者の働き分(自家労賃)は、所得税法第56条「配偶者とその親族が事業に従事したときの対価の支払いは必要経費に算入しない」との規定により、必要経費として認められていません。事業主の所得からの控除額として、配偶者で86万円、その他の家族は50万円というわずかな額が認められているのみです。

税法上では、青色申告にすれば給料を経費とすることができます。青色申告へ政策的に誘導すべき背景は理解できるものの、白色申告であっても家族従業者の労働が正当に評価されるべきであります。派遣労働者、女性や若者の「働き分」に見合う対価がきちんと支払われないことが、格差社会を生み出した要因として、現在その改善に向けた仕組みづくりが急務といわれています。一人ひとりの働き分を正当に評価することは人権を守ることであります。

よって、国および政府に対し、所得税法第56条を改正し、自家労賃を必要経費として認めることを求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年 6月21日

宮城県東松島市議会議長 佐藤 富夫

財務大臣 野田 佳彦 様

中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める 意見書

中小業者は、地域経済の担い手として日本経済の発展に貢献してきたところであります。

その中小業者を支える家族従業者の働き分(自家労賃)は、所得税法第56条「配偶者とその親族が事業に従事したときの対価の支払いは必要経費に算入しない」との規定により、必要経費として認められていません。事業主の所得からの控除額として、配偶者で86万円、その他の家族は50万円というわずかな額が認められているのみです。

税法上では、青色申告にすれば給料を経費とすることができます。青色申告へ政策的に誘導すべき背景は理解できるものの、白色申告であっても家族従業者の労働が正当に評価されるべきであります。派遣労働者、女性や若者の「働き分」に見合う対価がきちんと支払われないことが、格差社会を生み出した要因として、現在その改善に向けた仕組みづくりが急務といわれています。一人ひとりの働き分を正当に評価することは人権を守ることであります。

よって、国および政府に対し、所得税法第56条を改正し、自家労賃を必要経費として認めることを求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年 6月21日

宮城県東松島市議会議長 佐藤 富夫

法務大臣 千葉 景子 様